

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
76	母子家庭等自立支援給付金支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、母子家庭等自立支援給付金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子家庭等自立支援給付金支給に関する事務
②事務の概要	<p>1 給付金申請受付 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭の母や父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格取得のために養成機関で受講するときに申請のあったものに対し、申請書の受付をする。 ・高等職業訓練促進給付金等 ・自立支援教育訓練給付金</p> <p>2 審査・決定 申請内容について給付できるかどうかの審査・決定を行う。審査の際に児童扶養手当の受給有無の確認、所得情報の確認、生活状況の確認をする。</p> <p>3 給付金 (1)給付金支給決定通知書の送付をする。 (2)高等職業訓練促進給付金は、毎月の就業報告書に基づき、出席状況を確認し、請求書により入金を行う。 (3)高等職業訓練修了支援給付金は、修業期間終了後において、請求書により入金を行う。 (4)自立支援教育訓練給付金は、教育訓練修了日後に請求書により入金を行う。</p> <p>4 特定個人情報ファイルを取扱う事務 (1)申請書や届出書に関する確認 (2)資格要件の審査、確定 (3)給付額の算定、支給</p>
③システムの名称	<p>1. 専用システムなし(エクセル管理)</p> <p>2. 福祉総合システム</p> <p>3. 既存住民基本台帳システム(住民記録システム)</p> <p>4. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム)</p> <p>5. 中間サーバー</p> <p>6. 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>7. 宛名管理システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援給付金名簿ファイル(エクセル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の45の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の65の項</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の26の項、30の項及び87の項 ※番号利用法第19条第8号別表第2の30の項について別表第2主務省令が制定されていない(R4.2.15現在)</p> <p>【18.母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報】</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部子育て支援室
②所属長の役職名	子育て支援室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡崎市こども部子育て支援室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡崎市こども部子育て支援室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6749

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	全般	番号法	番号利用法	事後	
平成29年1月25日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	(提供側)母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報(追記)	事後	
平成29年1月25日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	照会側と提供側を、合算して記載	照会側と提供側を、区別して記載	事後	
平成30年3月23日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	(提供側)【18.母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報】(追記)	事後	
平成30年3月23日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	(提供側)※番号利用法別表第二 第30の項について、主務省令が制定されていない(H29.11.24現在)(追記)	事後	
平成31年4月1日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※番号利用法第19条第7号別表第2の30の項について別表第2主務省令が制定されていない(H29.11.24現在)	※番号利用法第19条第7号別表第2の30の項について別表第2主務省令が制定されていない(H31.2.5現在)	事後	
平成31年4月1日	1 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	家庭児童課長 青山 潤子	家庭児童課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価票の種類	-	1)基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用	-	2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	-	2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	-	2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 8.監査	-	自己点検・内部監査	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 9.従業員に対する教育・啓発	-	2)十分である	事後	
令和2年10月1日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第1項2～5号	第19条第1項2～6号	事後	
令和2年10月1日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第44条第1項2～5号	第44条第1項2～6号	事後	
令和2年10月1日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第7号 別表第2の30の項について別表第2主務省令が制定されていない(H31.2.5現在)	第19条第7号 別表第2の30の項について別表第2主務省令が制定されていない(R2.3.25現在)	事後	
令和2年10月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用	2)十分である	1)特に力を入れている	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目2、対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども部家庭児童課	こども部子育て支援室	事後	
令和3年4月1日	1 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	家庭児童課長	子育て支援室長	事後	
令和3年4月1日	1 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	岡崎市こども部家庭児童課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地	岡崎市こども部子育て支援室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地	事後	
令和3年4月1日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	岡崎市こども部家庭児童課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 0564-23-6776	岡崎市こども部子育て支援室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6749	事後	
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 3法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の45の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第36条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の45の項	事後	
令和4年4月1日	I 4②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 (1) 番号利用法第19条第8号 別表第2の65の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第36条 2 情報提供根拠 (1) 番号利用法第19条第8号 別表第2の26の項、30の項及び87の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第19条第1項第1号フ、第19条第1項第2～6号、第44条第1項第1号フ及び第44条第1項第2～6号 ※番号利用法第19条第8号別表第2の30の項について別表第2主務省令が制定されていない(R2.3.25現在) 【18.母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報】	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の65の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の26の項、30の項及び87の項 ※番号利用法第19条第8号別表第2の30の項について別表第2主務省令が制定されていない(R4.2.15現在) 【18.母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報】	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	